

登録制度について

■ 登録制度の概要

この制度は、住宅金融支援機構のフラット 35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことのできる適合証明技術者を登録するものです。

- ※1 適合証明業務については、適合証明技術者のほか、住宅金融支援機構と協定を締結した民間の検査機関も業務を行うことができます。
- ※2 適合証明技術者は、中古住宅のみに関して物件検査を行うことができます。

■ 登録規程

適合証明業務を実施する際には、登録規程を遵守する必要があります。登録申請を行う際には登録規程の内容をよくご確認ください。

■ 登録申請者

建築士法第 23 条の 3 に基づく建築士事務所登録をしている開設者

■ 「適合証明技術者」として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、登録を希望する方で既存住宅状況調査技術者資格を有する方。

- ※1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。
- ※2 すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数 3 以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。
- ※3 「住宅金融支援機構 フラット 35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：<https://www.kyj.jp>）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX 等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。



■ 登録窓口（登録申請先）

建築士事務所が所在する各都道府県の建築士事務所協会（4 ページ参照）

■ 登録機関

（一社）日本建築士事務所協会連合会（登録機関事務局）、（公社）日本建築士会連合会

■ 講習の受講

登録予定建築士については、業務の重要性を十分認識していただくとともに、よりの確に業務を行っていただくために、「適合証明技術者業務講習」を受講していただきます。

登録申請と講習の申込み方法等

■ 講習受講対象者

建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有する者（令和4年12月末までの講習を受講予定でも可）

■ 登録受付期間・講習会の日程・受付方法

最新の情報は、支援情報サイトをご覧ください。

■ 登録窓口・講習申込先

各都道府県の建築士事務所協会（4ページ参照）

■ 登録有効期間

既存住宅状況調査技術者の有効期限により異なります。

- ・有効期限が2025年3月31日の方：登録期間1年間（2024年4月1日～2025年3月31日）
- ・有効期限が2026年3月31日の方：登録期間2年間（2024年4月1日～2026年3月31日）
- ・有効期限が2027年3月31日の方：登録期間3年間（2024年4月1日～2027年3月31日）

■ 登録料

登録期間により異なります。

- ・登録期間1年間 6,650円（税込）
- ・登録期間2年間 13,300円（税込）
- ・登録期間3年間 19,950円（税込）

■ 登録申請に必要なもの

- ① 登録申請書（記入例は5ページ参照）
 - ② 適合証明業務に関する確認書（記入例は6ページ参照）
 - ③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
 - ④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
 - ⑤ 既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し
 - ⑥ 登録予定建築士の写真2枚（1枚は登録申請書貼付用、もう1枚は受講票貼付用）（オンライン講習受講希望者は登録申請書貼付用の1枚のみ）
（無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦3.0cm、横2.4cm）で、6カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）
 - ⑦ 運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
 - ⑧ 受講申込書（登録窓口により書式が異なるため、各登録窓口にお問い合わせください）
- ※ ①②は同封しましたが、支援情報サイトにデータ入力可能な書式も掲載しています。

■ 受講料・テキスト代

受講料：11,000円（税込）

テキスト代：4,400円（税込）

■時間割例（各会場により異なります）

13：30～13：40 あいさつ

13：40～17：20 適合証明業務の概要・意義、手続・対象となる住宅・流れ、一戸建て等、耐久性基準、マンション、既存住宅状況調査結果活用、フラット 35S・維持保全型、検査省略、書式、検査過誤事例・Q&A、適合証明業務システム など

17：20～17：40 理解度確認チェック

■登録証明書の交付

「適合証明技術者登録証明書」は、登録申請手続きと講習を受講された方へ登録機関事務局から令和6年3月中旬以降、技術者宛てに簡易書留で郵送します。

■その他

- ・適合証明業務開始日、適合証明業務システム利用開始日は、令和6年4月1日です。
- ・登録証明書交付前に登録情報が変更になった場合は、登録窓口でお手続きください。
- ・令和6年4月1日以降に登録情報が変更になった場合は、速やかに登録窓口に変更届を提出してください。なお、変更届提出後、新たな登録証明書を発行するまで最長1カ月程度かかる場合があります。
- ・建築士法第23条の3による更新の登録を受けた場合も、変更届を提出してください。

登録窓口一覧（2023年6月末現在）

名称		所在地	TEL	FAX
(一社) 北海道建築士事務所協会	〒060-0806	札幌市北区北6条西6-2 設計会館9階	011-788-7650	011-788-7280
(一社) 青森県建築士事務所協会	〒030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館5階	017-773-1596	017-773-1599
(一社) 岩手県建築士事務所協会	〒020-0016	盛岡市名須川町18-16 建築会館	019-651-0781	019-651-8677
(一社) 宮城県建築士事務所協会	〒980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40 宮城県建築設計会館	022-223-7330	022-223-7319
(一社) 秋田県建築士事務所協会	〒010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル6階	018-865-1225	018-865-1293
(一社) 山形県建築士事務所協会	〒990-0023	山形市松波4-1-15 山形県自治会館3階	023-615-4739	023-615-4749
(一社) 福島県建築士事務所協会	〒960-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター5階	024-521-4033	024-521-5087
(一社) 茨城県建築士事務所協会	〒310-0852	水戸市笠原町978-30 建築会館2階	029-305-7771	029-305-7791
(一社) 栃木県建築士事務所協会	〒320-0032	宇都宮市昭和2-5-26	028-621-3954	028-627-2364
(一社) 群馬県建築士事務所協会	〒371-0846	前橋市元総社町2-23-7	027-255-1333	027-255-1066
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	〒336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5階	048-864-9313	048-864-9381
(公社) 千葉県建築士事務所協会	〒260-0012	千葉市中央区本町2-1-16 千葉本町第一生命ビル2階	043-224-1640	043-225-2066
(一社) 東京都建築士事務所協会	〒160-0022	新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階	03-3203-2601	03-3203-2602
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	〒231-0032	横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル2階	045-228-0755	045-212-3807
(一社) 新潟県建築士事務所協会	〒951-8131	新潟市中央区白山浦1-614 白山ビル6階	025-265-4748	025-231-6553
(一社) 富山県建築士事務所協会	〒930-0094	富山市安住町7-1 富山県建築設計会館2階	076-442-1135	076-442-1180
(一社) 石川県建築士事務所協会	〒921-8036	金沢市弥生2-1-3 石川県建設総合センター5階	076-244-5152	076-244-8472
(一社) 福井県建築士事務所協会	〒910-0859	福井市日之出5-4-7 福井県建築会館3階	0776-54-1552	0776-54-8490
(一社) 山梨県建築士事務所協会	〒400-0031	甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館2階	055-225-1251	055-232-5959
(一社) 長野県建築士事務所協会	〒380-0936	長野市岡田町124-1 長水建設会館2階	026-225-9277	026-225-9278
(一社) 岐阜県建築士事務所協会	〒500-8358	岐阜市六条南2-13-2	058-277-9211	058-277-9212
(一社) 静岡県建築士事務所協会	〒420-0853	静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7階	054-255-8931	054-255-8955
(公社) 愛知県建築士事務所協会	〒460-0003	名古屋市中区錦1-18-24 HF 伏見ビル5階	052-201-0500	052-201-0508
(一社) 三重県建築士事務所協会	〒514-0037	津市東古河町8-17 システックビル4階	059-226-4416	059-224-9297
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	〒520-0801	大津市におの浜1-1-18 建設会館3階	077-526-4476	077-522-9610
(一社) 京都府建築士事務所協会	〒603-8163	京都市北区小山南大野町1 紫明会館1階	075-334-5277	075-334-5377
(一社) 大阪府建築士事務所協会	〒540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2階	06-6946-7065	06-6946-0004
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	〒650-0011	神戸市中央区下山手通5-9-18 古河ビル4階	078-351-6779	078-371-7913
(一社) 奈良県建築士事務所協会	〒630-8115	奈良市大宮町2-5-7 奈良県建築士会館	0742-34-8850	0742-34-8886
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	〒640-8045	和歌山市ト半町38 建築士会館3階	073-432-6539	073-432-6559
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	〒680-0022	鳥取市西町2-102 西町フロインドビル	0857-23-1728	0857-21-6112
(一社) 島根県建築士事務所協会	〒690-0886	松江市母衣町175-8 建築会館内	0852-23-2582	0852-26-1690
(一社) 岡山県建築士事務所協会	〒700-0824	岡山市北区内山下1-3-19 建築会館3階	086-231-3479	086-231-4575
(一社) 広島県建築士事務所協会	〒730-0013	広島市中区八丁堀5-23 オガワビル2階	082-221-0600	082-221-8400
(一社) 山口県建築士事務所協会	〒753-0072	山口市大手町3-8 山口県建築士会館内	083-925-6701	083-925-6763
(一社) 徳島県建築士事務所協会	〒770-0847	徳島市幸町3-55 自治会館2階	088-652-5862	088-653-5201
(一社) 香川県建築士事務所協会	〒760-0018	高松市天神前5-18 ルモンド田中ビル3階	087-812-3201	087-812-3202
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	〒790-0002	松山市二番町4-1-5 建築士会館3階	089-945-5200	089-945-5318
(一社) 高知県建築士事務所協会	〒780-0870	高知市本町4-2-15 高知県建設会館3階	088-825-1231	088-822-1170
(一社) 福岡県建築士事務所協会	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5階	092-473-7673	092-473-7278
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	〒840-0041	佐賀市城内2-2-37 建設会館内	0952-22-3541	0952-22-3668
(一社) 長崎県建築士事務所協会	〒850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階	095-826-7010	095-826-7968
(一社) 熊本県建築士事務所協会	〒862-0976	熊本市中央区九品寺4-8-17 熊本県建設会館別館2階	096-371-2433	096-371-2450
(一社) 大分県建築士事務所協会	〒870-0016	大分市新川町2-4-48	097-537-7600	097-537-7695
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	〒880-0805	宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館4階	0985-29-1188	0985-38-9418
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	〒890-0055	鹿児島市上荒田町29-33 鹿児島建築設計会館	099-251-9887	099-251-9871
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	〒901-2101	浦添市西原1-4-26 沖縄建築会館	098-879-1311	098-870-1611

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 5 年 8 月 1 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
 沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

* 適合証明技術者登録番号		記入しないでください。		
建築士事務所	名称	フラット35 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	東京都文京区後楽〇-〇-〇		
	事務所登録年月日	<input type="checkbox"/> 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	事務所登録番号	都道府県名 (東京都) 知事登録 〇〇〇〇〇〇 号		
	登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称 フラット35 株式会社 代表者の氏名及び役名 代表取締役 住宅 太郎	代表者印(※)
	個人の場合	氏名	【自署】 個人の場合、自署してください。 法人の場合は、記入不要です。	印
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	【自署】 自署してください。		印
	建築士登録年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		シャチハタは不可。
	建築士登録番号	〇〇〇〇〇〇 号		

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印は、法務局届出の代表者印(丸印)を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者(以下「建築士事務所等」と総称する。)は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対し、適合証明業務(住宅(既存住宅に限る。))を調査し、機構の定める基準に適合することを証明する業務をいう。以下同じ。)の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が責任を負うことを確認します。

- 1 適合証明技術者は、機構が別に定める適合証明業務実施細則(適合証明技術者実務手引をいう。)及び機構から指示があった場合の当該指示(以下「実施細則等」という。)に則り、適合証明業務を行わなければならないこと。
- 2 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、適合証明技術者が行う適合証明業務について実施細則等に則り適正に遂行されるよう監督しなければならないこと。
- 3 建築士事務所等(廃業、退職等をした者を含む。)は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないこと及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用してはならないこと。
- 4 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構に損害を与えたときには、機構に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならないこと。

なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金利を引下げるための費用などに充てるために交付された国費を使用できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。

- 5 登録規程^{*1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の一方又は双方に対して登録規程^{*1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{*1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口に戻納しなければならないこと。

- 6 機構は、登録規程^{*1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し(登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。)、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所(以下「事務所等」という。)の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等

の内容を公表することができること。

- 7 機構は、適合証明業務について適切な運営及び個人情報等の適切な取扱いが行われていることを緊急に確認する必要があると認めるときは、登録開設者若しくは適合証明技術者に対し、必要な報告を求め、又はその建築士事務所に立ち入り、帳簿、書類等を調査することができること。また、機構は、当該調査において取得した帳簿、書類等を登録機関に提出することができること。
 - 8 登録の取消しとなった建築士事務所等は、当該登録の取消しとなった建築士事務所又は適合証明技術者が適合証明業務を行った物件について機構が調査を行う場合は、当該調査に協力しなければならないこと。
 - 9 登録規程^{*1}第15条第1項、第4項又は第6項の規定による調査において、機構の定める基準に不適合であることが判明した場合、客観的な事情に基づき不適正な適合証明業務が行われた疑いが生じた場合、帳簿の記載や書類の保管が実施細則等どおりに行われていないことが判明した場合など、適合証明技術者が行った適合証明業務について疑義があると機構が判断したときは、機構は、適合証明技術者が交付した適合証明書の内容等が適正であることの実事確認を行うことができること。なお、重大な不適正業務が判明した建築士事務所等は、機構が当該事実確認のために要した費用について、その全額を連帯して負担しなければならない。
 - 10 機構は、登録規程^{*1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により登録の取消し又は業務停止を受けた建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者（登録取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該建築士事務所の登録開設者であった者を含む。）又は適合証明技術者が適合証明業務を再び行う場合、必要に応じて業務指示をすることができる。
 - 11 建築士事務所（当該建築士事務所の役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。）、当該建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者（以下「登録開設者等」と総称する。）は、登録申請時において、次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者を経営に実質的に関わらせること、これらの者に資金供給又は便宜供与すること、これらの者を従事者とすること等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約すること。
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団員
 - ハ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団準構成員
 - ホ 暴力団関係企業
 - ヘ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ト その他イからへまでに準ずる次のいずれかに該当する者
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (ハ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (ニ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - 二 登録開設者等は、自ら又は第三者を利用して次のイからホまでに該当する行為を行わないことを確約すること。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為
 - ホ イからニまでに掲げる行為に準ずるもの
 - 三 登録開設者等について、第1号のイからトまでに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは前号イからホまでのいずれかに該当する行為をし、又は第1号の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、登録機関^{*2}は登録を取り消しすることができる。
 - 四 登録機関^{*2}が前号の規定により登録を取り消したことにより登録開設者等に損害が生じても、機構は登録開設者等に対し何ら責めを負わないこと。
 - 五 登録開設者等は、前号の規定により登録機関^{*2}が登録を取り消した場合、機構が受けた損害の一切について賠償の責めを負うこと。
 - 六 登録開設者等は、適合証明業務に関し、登録開設者等が第1号のイからトまでに掲げる者から第2号のイからホまでのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、機構に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力すること。
- 12 建築士事務所等は、登録規程^{*1}及び登録有効期間内に改正された登録規程^{*1}上の義務を負う^{*3}こと。
 - 13 機構は、適合証明業務の実施にあたり建築士事務所等が登録機関に対して提供した登録情報（その後の変更を含む。）及び適合証明業務実績等の情報を、ホームページ等で公開することができること。
 - 14 機構は、適合証明技術者が行った適合証明業務に関する情報、その他建築士事務所等に関する情報を適合証明業務システムにより確認することができること。
- ※1 登録機関が定める「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）等に係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」をいいます。
- ※2 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築士会連合会をいいます。
- ※3 登録規程第1条の3（建築士及び建築士事務所等の責務）の規定に基づき、登録規程に定められた適合証明業務が適正に遂行されることについて、建築士事務所等は登録機関に対するほか機構に対しても直接の義務を負います（登録機関と建築士事務所等においてのみ規律されるべきものを除きます。）。登録規程第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合においては、第11条第5項に基づき、建築士事務所等は機構から業務停止の指示を受ける場合がありますのでご注意ください。

(注) 沖縄振興開発金融公庫に関する業務を行う場合においては、この確認書中機構に関する規定を準用する。この場合において、「独立行政法人住宅金融支援機構」又は「機構」（第1項により適合証明技術者実務手引を別に定める機構を除く。）はそれぞれ「沖縄振興開発金融公庫」又は「公庫」と読み替えることとし、「機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）等」は「機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びに公庫が行う中古住宅の購入資金貸付け及びリフォームローン（一部）」と読み替えることとする。

更新登録か新規登録かを
○印で囲んで下さい。申請する建築士事務所が事務所協会の会員で
ある場合は○印で囲んで下さい。

更新

新規

会員

*

適合証明技術者登録番号

適合証明技術者登録申請書

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長

公益社団法人 日本建築士会連合会会長

殿

「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(既存住宅)等に係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」を確認のうえ遵守することを誓約し、登録を申請します。この申請書の記載事項は事実に相違ありません。

令和 年 月 日

登録申請者

(開設者の氏名・法人の場合は名称および代表者氏名)

印

本登録申請書にご記入いただいた個人情報、登録業務に必要な場合以外に使用いたしません。

届出印は適合証明業務を行った際に使用する印鑑です。

登録 予 定 者	建築士事務所	ふりがな				登録 開 設 者 届 出 印	←		
		名 称							
		ふりがな	〒 —						
		Eメールアドレス							
		電 話	— —		F A X			— —	
		法人の 場 合	名 称						
	代表者の 氏名及び 役 名		ふりがな						
	個人 の 場 合	氏 名	ふりがな						
	建築士法第23条の3による 登録年月日及び登録番号		平成 年 月 日	(都道府県名)		登録番号	号		
	種別(該当種別を○印で囲む)		(1級・2級・木造) 建築士事務所						
上建 建築士事務所 に所属する 士	ふりがな				建 築 士 届 出 印	←			
	氏 名								
	1級	すべての住宅についての 業務を行うことができる ^{※1}	建築士登録年月日				登録予定建築 士の写真を貼 付して下さい (たて3cm× よこ2.4cm) カラー		
		マンションに係る適合証明業務 に関して、建築士法第3条の2及び 第3条の3に定める範囲の住宅に 限り業務を行うことができる ^{※2}	昭和 年 月 日	平成 年 月 日					
2級	建築士登録番号								
木造	一戸建て等の住宅に限り業務 を行うことができる								
既存住宅状況調査技術者資格									
登録有効期限	令和 年 月 日	講習登録機関名： (修了証明書番号：)							

※1 2級建築士事務所又は木造建築士事務所に所属する1級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、それぞれ2級建築士又は木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※2 木造建築士事務所に所属する2級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※3 既存住宅状況調査技術者資格を有している登録予定建築士は、修了証明書番号を記入してください。

(注意) 1. *印欄は記入しないで下さい。

2. 申請にあたっては、①建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録を証する書類の写し、②登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し、③登録予定建築士の写真2枚(縦3.0cm、横2.4cm、最近3ヶ月以内に撮影したもの、カラー)、④公的機関発行の写真付き資格者証等、⑤既存住宅状況調査技術者資格者証の写しを添付して下さい。

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 年 月 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
 沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

		* 適合証明技術者登録番号							
建築士事務所	名称								
	所在地								
	事務所登録年月日	平成 年 月 日 令和							
	事務所登録番号	都道府県名 () 知事登録 号							
登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称						代表者印(※)	印
		代表者の氏名及び役名							
個人の場合	氏名	【自署】					印	印	
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	【自署】							
	建築士登録年月日	□昭和 □平成 □令和 年 月 日							
	建築士登録番号	号							

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印は、法務局届出の代表者印(丸印)を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者(以下「建築士事務所等」と総称する。)は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対し、適合証明業務(住宅(既存住宅に限る。))を調査し、機構の定める基準に適合することを証明する業務をいう。以下同じ。)の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が責任を負うことを確認します。

- 適合証明技術者は、機構が別に定める適合証明業務実施細則(適合証明技術者実務手引をいう。)及び機構から指示があった場合の当該指示(以下「実施細則等」という。)に則り、適合証明業務を行わなければならないこと。
- 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、適合証明技術者が行う適合証明業務について実施細則等に則り適正に遂行されるよう監督しなければならないこと。
- 建築士事務所等(廃業、退職等をした者を含む。)は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないこと及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用してはならないこと。
- 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構に損害を与えたときには、機構に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならないこと。

なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金利を引上げるための費用などに充てるために交付された国費を使用できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。

- 登録規程^{*1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の一方又は双方に対して登録規程^{*1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{*1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口に返納しなければならないこと。

- 機構は、登録規程^{*1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し(登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。)、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所 of 名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等

の内容を公表することができること。

- 機構は、適合証明業務について適切な運営及び個人情報等の適切な取扱いが行われていることを緊急に確認する必要があると認めるときは、登録開設者若しくは適合証明技術者に対し、必要な報告を求め、又はその建築士事務所に立ち入り、帳簿、書類等を調査することができること。また、機構は、当該調査において取得した帳簿、書類等を登録機関に提出することができること。
- 登録の取消しとなった建築士事務所等は、当該登録の取消しとなった建築士事務所又は適合証明技術者が適合証明業務を行った物件について機構が調査を行う場合は、当該調査に協力しなければならないこと。
- 登録規程^{*1}第15条第1項、第4項又は第6項の規定による調査において、機構の定める基準に不適合であることが判明した場合、客観的な事情に基づき不適正な適合証明業務が行われた疑いが生じた場合、帳簿の記載や書類の保管が実施細則等どおりに行われていないことが判明した場合など、適合証明技術者が行った適合証明業務について疑義があると機構が判断したときは、機構は、適合証明技術者が交付した適合証明書の内容等が適正であることの実事確認を行うことができること。なお、重大な不適正業務が判明した建築士事務所等は、機構が当該事実確認のために要した費用について、その全額を連帯して負担しなければならない。
- 機構は、登録規程^{*1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により登録の取消し又は業務停止を受けた建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者(登録取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該建築士事務所の登録開設者であった者を含む。)又は適合証明技術者が適合証明業務を再び行う場合、必要に応じて業務指示をすることができる。
- 建築士事務所(当該建築士事務所の役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。)、当該建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者(以下「登録開設者等」と総称する。)は、登録申請時において、次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係(これらの者を経営に実質的に関わらせること、これらの者に資金供給又は便宜供与すること、これらの者を従事者とすること等を含む。以下同じ。)がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約すること。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - その他イからへまでに準ずる次のいずれかに該当する者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 登録開設者等は、自ら又は第三者を利用して次のイからホまでに該当する行為を行わないことを確約すること。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為
 - イからニまでに掲げる行為に準ずるもの
- 登録開設者等について、第1号のイからトまでに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは前号イからホまでのいずれかに該当する行為をし、又は第1号の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、登録機関^{*2}は登録を取り消しすることができる。
- 登録機関^{*2}が前号の規定により登録を取り消したことにより登録開設者等に損害が生じても、機構は登録開設者等に対し何ら責めを負わないこと。
- 登録開設者等は、前号の規定により登録機関^{*2}が登録を取り消した場合、機構が受けた損害の一切について賠償の責めを負うこと。
- 登録開設者等は、適合証明業務に関し、登録開設者等が第1号のイからトまでに掲げる者から第2号のイからホまでのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、機構に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力すること。
- 建築士事務所等は、登録規程^{*1}及び登録有効期間内に改正された登録規程^{*1}上の義務を負う^{*3}こと。
- 機構は、適合証明業務の実施にあたり建築士事務所等が登録機関に対して提供した登録情報(その後の変更を含む。)及び適合証明業務実績等の情報を、ホームページ等で公開することができること。
- 機構は、適合証明技術者が行った適合証明業務に関する情報、その他建築士事務所等に関する情報を適合証明業務システムにより確認することができること。

※1 登録機関が定める「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(既存住宅)等に係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」をいいます。

※2 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築士会連合会をいいます。

※3 登録規程第1条の3(建築士及び建築士事務所等の責務)の規定に基づき、登録規程に定められた適合証明業務が適正に遂行されることについて、建築士事務所等は登録機関に対するほか機構に対しても直接の義務を負います(登録機関と建築士事務所等においてのみ規律されるべきものを除きます。)。登録規程第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合においては、第11条第5項に基づき、建築士事務所等は機構から業務停止の指示を受ける場合がありますのでご注意ください。

(注) 沖縄振興開発金融公庫に関する業務を行う場合においては、この確認書中機構に関する規定を準用する。この場合において、「独立行政法人住宅金融支援機構」又は「機構」(第1項により適合証明技術者実務手引を別に定める機構を除く。)はそれぞれ「沖縄振興開発金融公庫」又は「公庫」と読み替えることとし、「機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(既存住宅)等」は「機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(既存住宅)並びに公庫が行う中古住宅の購入資金貸付け及びリフォームローン(一部)」と読み替えることとする。